

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 県民環境部 有明海再生・自然環境課

法令名	自然公園法			法令番号	昭和32年法律第161号		
手続名	国定公園の利用調整地区への立入りの認定			根拠条項	第24条第1項第2号		
審査基準	<p>1 認定申請の認定の適否に当たっては、自然公園法第24条第1項各号及び自然公園法施行規則(昭和32年厚生省令第41号。以下「規則」という。)第13条の6によるものとする。</p>						
	受付機関	有明海再生・自然環境課	処理機関	有明海再生・自然環境課	交付機関	有明海再生・自然環境課	標準処理期間 30日 標準経由期間 日